

(様式第2号)

中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書

平成 年 月 日

労働局長 殿

中小企業人材確保推進事業助成金の受給資格の認定を受けたいので申請します。

申請区分		新規・継続 (2年度目・3年度目)			
1 申請者概要	① 構成中小企業者数	社	② 総常用労働者数	人	
	③ 認定組合等の名称				
	④ 認定組合等の所在地		〒	TEL	
	⑤ 認定組合等の代表者の氏名		印		
	⑥ 代理人 提出代行者 事務代理者 ※該当するものを○で囲んでください。	所在地	〒	TEL	
		名称		氏名	印
	⑦ 認定組合等の加入要件				
	⑧ 雇用保険適用事業所番号				
	⑨ 労働保険番号				
2 中小企業人材確保推進事業の概要	① 人材確保検討委員会委員氏名等				
	イ 氏 名	ロ 所 属	イ 氏 名	ロ 所 属	
	② 人材確保推進員氏名	氏名	年齢	歳	所属
氏名		年齢	歳	所属	
③ 中小企業人材確保推進事業		様式第3号中小企業人材確保推進事業実施計画書のとおり			

※処理欄	(分野)		(労働保険料の滞納状況)			(過去の不正受給)		(労働関係法令違反の有無)	
	決 裁 欄							受 理 年 月 日	平 成 年 月 日
	局長	部長	課長	補佐	係長	職業指導官	担当	起 案 年 月 日	平 成 年 月 日
								認 定 (不認定) 年 月 日	平 成 年 月 日
								受 給 資 格 認 定 番 号	第 号
								支 給 限 度 額	円
							通 知 書 発 送 年 月 日	平 成 年 月 日	

※ 処理欄には記入しないで下さい。

【提出上の注意】

- この申請書は、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第4条に基づく改善計画の認定申請を都道府県知事に行った日から7月末日まで（2年度目以降の場合は4月1日から4月末日まで）の間に認定組合等の所在地を管轄する都道府県労働局（以下、「管轄労働局」といいます。）に提出してください。
また、提出する際には、次の書類を添付してください。
 - 中小企業人材確保推進事業実施計画書（様式第3号）
 - 認定組合等の構成事業主名簿（改善計画の都道府県知事への提出日が平成23年4月1日以降である認定組合等については各構成事業主における資本金の額又は出資の総額及び常用雇用労働者数が明記されているもの）
 - 認定組合等の定款
ただし、原本に記載されている事項について、インターネットを利用して公衆が閲覧できる状態（ウェブサイト上で公開し、閲覧できる者を限定していないこと）にある場合、次の書面等の提出をもって、当該書類の添付に代えることができます。
 - 定款を公開しているページを出力したものであって、URL（アドレス）が印字されているもの
 - 定款を公開しているページのURL（アドレス）を記載したものの
 - その他管轄労働局長が必要と認める書類
- 天災その他やむを得ない理由により期限までに支給申請等ができなかった場合は、当該理由のやんだ後7日以内にその理由を記した書面を添えて提出すれば、期限までに届出、支給申請等があったものとして取り扱うことができます。
- 対象認定組合等からの支給申請であっても、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、助成金を支給しないものとします。
 - 中小企業人材確保推進事業を実施する年度の、前々年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。以下同じ。）に、労働保険料を納入していない場合（同法第41条の規定により労働保険料を徴収する権利が消滅している場合を除く。）（当該対象認定組合等が、雇用保険の適用事業の事業主である場合に限る。）
 - 不正行為により、本来支給を受けることができない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られている場合
 - 第1年度目の事業実施期間の初日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に労働関係法令の違反を行っている場合
- 同一の事由により次の奨励金又は助成金の支給を受けた場合は、当該支給事由によっては、助成金を支給しない場合があります。（イ 高年齢者雇用確保充実奨励金、ロ 建設教育訓練助成金、ハ 建設雇用改善推進助成金、ニ 短時間労働者均衡待遇推進等助成金、ホ 事業協同組合等雇用促進事業助成金、ヘ 建設事業主団体雇用改善推進助成金、ト 建設業人材育成支援助成金、チ 中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金）
- 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合又は支給を受けるべき額を超えて支給を受けた場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。また、刑事告訴することもあります。
- この申請書の提出後、中小企業人材確保推進事業実施計画書に関して、次のような場合は、変更申請の手続きを行って下さい。なお、変更申請が提出されず、認定された計画内容等との違いがある場合、支給決定されないことがあります。
 - 認定を受けた事業の他に新たに事業を行なう場合
 - 認定を受けた事業を取り止める場合
 - その他認定を受けた計画の内容を変更する場合
 - 認定組合等の名称、所在地又は代表者の氏名等を変更する場合

【記入上の注意】

この申請書は、次により記入してください。

- 申請者が代理人又は社会保険労務士法第2条第1項第1号の2に規定する提出代行者又は同第1号の3に規定する事務代理者の場合、1の⑥欄に記名押印又は自署による署名を行ってください。（申請者が代理人の場合、1の⑤欄の押印は不要です。）
- 1の①欄の「構成中小企業者数」には、以下の企業者を含めない数を計上してください。
 - 大企業者
 - 常用労働者を有しない中小企業者
 - 賛助会員、準会員等本会員でない中小企業者
- 1の②欄の「総常時労働者数」には、1の①欄に計上した企業者に使用されている者のうち、2か月を超えて使用されている者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む）であり、かつ、週あたりの所定労働時間が、当該企業者の通常の従業員と概ね同等である者の数を計上してください。
- 1の⑦欄の「認定組合等の加入要件」欄には、定款に規定された加入要件を記入してください。